

初診患者へのお知らせ

現在当院の医科では、国の推進する「医療機関の機能分担」に基づき、他の病院又は診療所からの紹介状なしに直接受診された初診患者（休日・時間外の救急外来・救急搬送受診についても医師が緊急・重症でないと判断した場合を含む）については、医療費の他に保険外併用療養費 5,400 円（税込）をいただいておりますが、平成27年7月1日より歯科においても徴収させていただきます。

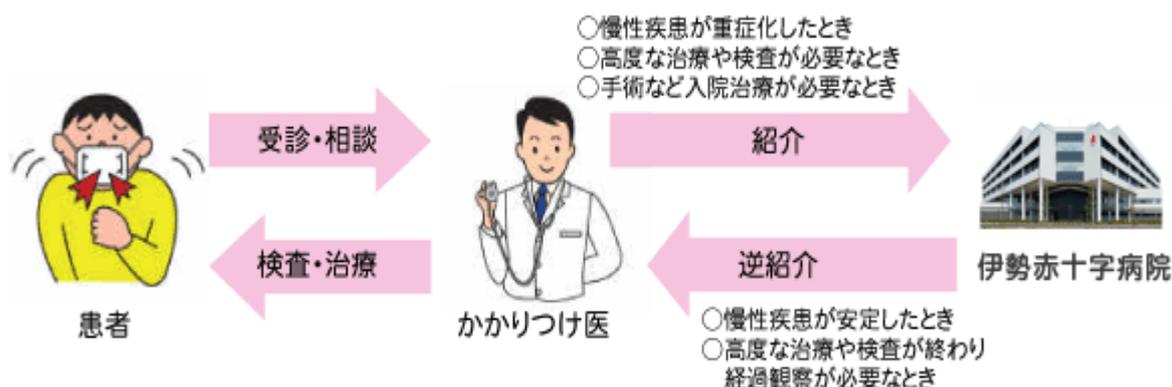
是非、「かかりつけ医」をお持ちいただき、紹介状を持って受診して下さるようお願いいたします。

尚、歯科と医科（その他の診療科）は、健康保険法上は別の管轄となりますので、それぞれ別に保険外併用療養費を徴収させていただきます。

☆ 初診に関する保険外併用療養費とは

国が病院と診療所の機能分担の推進を図るために定めた制度で、他の医療機関等から紹介なしに200床以上の病院において初診で受診した場合、初診料の他に各病院が定めた金額を徴収できることとなっています。

もちろん初診時に紹介状があれば保険外併用療養費は必要ありません。



当院は今後もこうした国の進める制度に積極的に取り組み、地域医療の充実に貢献していけるよう努力いたしますので何卒ご理解・ご協力下さるようお願いいたします。

伊勢赤十字病院 院長